

営利料金について(詳細)

利用目的が「**営利行為**」の場合、使用料金が2倍になります。

「営利行為」:

- ①物品販売および契約行為を行う催し。
- ②2,001円以上の入場料、受講料、参加費等を徴収する催し。
- ③キッチンルームで参加費・材料費等を4,001円以上徴収する催し。

<例1>

・スタジオC(午前利用)で、入場料2,500円のヨガイベントを開催。団体登録は区外団体。
この場合の使用料金は？

→スタジオC(午前利用)は区内団体料金1,800円です。

→区外団体の場合は貸室料金が区内団体料金の2倍になります。

→加えて、入場料が2,001円以上で「**営利行為**」に該当するため2倍になります。

つまり、

$1,800円 \times 2 \times 2 = 7,200円$ となります。

<例2>

・会議室504でイベントを開催。2,500円のAコースと、1,500円のBコースの2種類の入場料を設けたが、申込が入ったのは1,500円のBコースのみだった。

→募集の際に2,001円以上の入場料の提示があった時点で「**営利行為**」に該当します。実際の参加者が1,500円のみだった場合も、貸室利用料は営利料金になります。